

日本の国境の変遷に関する一考察⁽¹⁾

国境・境界地域研究理論の視点から

古 川 浩 司

はじめに

1. 日本の国境・境界地域研究理論とは
 2. 日本の国境（政治的境界）の変遷
 3. 考察
- おわりに

はじめに

近年、尖閣諸島や北方領土をはじめ日本の国境地域に注目が集まりつつある。例えば、尖閣諸島周辺に関しては、2010年の漁船衝突事故や2012年の日本政府による国有化以降、中国公船による領海や接続水域への侵入や中国軍機⁽²⁾の領海侵犯が多発している。これに対し、日本の海上

(1) 本論は、拙稿「領土問題の再構成」(木宮正史編『朝鮮半島と東アジア』(岩波書店、2015年)、45-71頁)の一部(近代以降の日本の領土の変遷)に加筆・修正を加えたものである。そのため、本論の一部において上記論文と重複する部分があることをお許しいただきたい。

(2) 中国公船等による尖閣諸島周辺の接続水域内入域及び領海侵入隻数の詳細は、「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」(海

保安庁は大型巡視船14隻相当による尖閣領海警備専従体制を確立するとともにその運用に必要な係留施設や船艇用品庫を整備し⁽³⁾、防衛省は南西地域の防衛体制の強化を図っている。しかしながら、このような事態は必ずしも北海道沿岸と北方領土の間にある中間ラインという事実上の国境(境界)のある根室地域を含む日本の国境・境界地域(Borderlands)に共通していない。例えば、2014年9月から小笠原諸島周辺海域において多数の中国サンゴ船と見られる外国漁船が確認されたことで、同海域も行政区域を含む小笠原村の住人が国境離島を認識するようになったが⁽⁵⁾、それ以前はそもそも小笠原村住人の国境意識が希薄であったという意見もある⁽⁶⁾。

日本の国境意識が希薄であった理由とは何であろうか。その原因の一つとして現代の日本が島国であることがあげられよう。北米や欧州にその起源をもつ国境・地域研究(Borderlands Studies)はいずれも陸上国境の事例をもとに研究を進めるため、それを海に囲まれた日本に当てはめた場合、その妥当性に疑義がもたれることが多い。そのため、日本を対象とする国境地域研究理論の必要性は認識されているが、それを具体化したものはほとんどない。また、そもそもこれまで日本の国境・境界地域の事例研究が単なる日本の一地域と扱われてきたことがそれらの

上保安庁：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku.html>), また中国軍機による領空侵犯の詳細は、「平成28年度3四半期までの緊急発進実施状況について」(防衛省：http://www.mod.go.jp/js/Press/press2017/press_pdf/p20170120_02.pdf)を参照されたい。

- (3) 海上保安庁編『海上保安レポート2016』(日経印刷, 2016年), 17頁。
- (4) 防衛省編『平成28年版 日本の防衛 防衛白書』(日経印刷, 2016年), 290頁。
- (5) 詳細は、例えば、JIBSNレポート第14号特集「JIBSN設立5周年記念シンポジウム」(境界地域研究ネットワークJAPAN：<http://src-hokudai-ac.jp/jibsn/report/JIBSN14.pdf>), 10-12頁を参照されたい。
- (6) 詳細は、例えば、佐藤由紀「島嶼と境界」(岩下明裕編『日本の「国境問題」』(藤原書店, 2012年), 51-58頁)を参照されたい。

地域の衰退の原因であると考える。

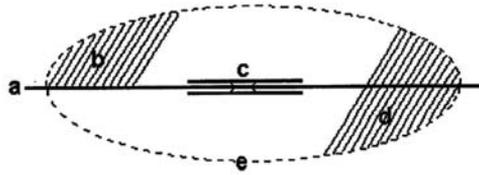
以上の問題意識から本論では、なぜ基本的に日本人の国境意識が希薄であったのかを、北米や欧州の国境・地域研究理論を一部改変した国境・境界地域理論を用いつつ、前近代から現代(1980年代頃)までの日本の国境の変遷をもとに明らかにしたい。具体的には、まず改変した日本の国境・境界地域研究理論を紹介する。次に、大きく前近代と近代以降に分け、前者はさらに古代、中世、近世に時代区分し、それぞれの時代において日本の政治的境界がどのようにひかれていたのかを説明する。また後者に関しては、1648年のウェストファリア条約締結以降、欧州諸国の米大陸進出や欧米諸国のアジア・アフリカ進出により、全世界に広がった近代国際システムに基づき日本も領土を確定し始めた近代以降の日本の領土(国境)の変遷を国土政策の観点も踏まえながら説明する。具体的には、江戸時代末期の1855年の日露通好条約締結以後、明治政府による日本の領土の確定、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、そして第二次世界大戦を経てどのように日本の領土が拡大及び縮小したのかを確認する。そして先述した国境・境界地域研究理論をもとに日本の国境意識が希薄であった原因を明らかにしたい。

1. 日本の国境・境界地域研究理論とは

(1) 既存の国境地域研究理論の検討

そもそも国境地域とはどこを指すのか。V・コンラッドとH・ニコルは米加国境地域をもとにしてボーダーランズ(borderlands)を、バウンダリー(boundary)、ボーダー(border)、フロンティア(frontier)、ボーダー・リージョン(border region)を包摂する概念としている(図1)。これらのうち、ボーダーの具体例として、米国・ミシガン州のデトロイトとカナダ・オンタリオ州のウィンザーを結ぶアンバサダー橋(Ambassador Bridge)⁽⁷⁾をあげている。また、フロンティアの具体例としては、わずかな交流地点しかない米国・アラスカ州とカナダ・ブリティッ

図1 Borderの諸概念 (Border Concepts)



- a) boundary
- b) frontier
- c) border
- d) border region
- e) borderland

(出所) Victor Konrad and Heather N. Nicol, *Beyond Walls: Re-Inventing the Canada-United States Borderlands* (Ashgate, 2008), p.25.

シュコロピア州及びユークン準州の国境地域をあげている⁽⁸⁾。そしてボーダー・リージョンの完全な例として、異なるEU加盟国民を結びつけるユーロ・リージョンをあげた上で、主観的な例としてニューイングランド、客観的な例としてカナダ米国の西部内陸部、両者が混在する例としてケベック州とニューヨーク州の国境地域があげられている⁽⁹⁾。

上記を踏まえた国境地域研究理論として、米墨国境地域をもとにしたO・マルチネスによる四段階(疎外, 共存, 相互依存, 統合)のモデル(以下, マルチネス・モデル)がある。マルチネスは米墨国境地域に関して、疎外し合う国境地域 (Alienated Borderlands), 共存する国境地域 (Coexistent Borderlands), 相互依存の国境地域 (Interdependent Borderlands), 統合された国境地域 (Integrated Borderlands) の4つのモデルに分類している。これらのうち、まず疎外し合う国境地

(7) Victor Konrad and Heather N. Nicol, *Beyond Walls: Re-Inventing the Canada-United States Borderlands* (Ashgate, 2008), p.29.

(8) Ibid, pp.27-28.

(9) Ibid, pp.31-32.

域では、緊張状態にありボーダーが閉じられ越境交流がほとんどないため、各国の住民 (Residents) は見知らぬ人として交流する。次に共存する国境地域では、時々安定するためボーダーはわずかに開いており制限された二国間交流の発展が許され、各国の住民は互いに偶然知り合った知人として扱うが国境地域の人々 (Borderlanders) はより緊密な関係に発展させる。相互依存の国境地域では、ほとんど安定しているので経済社会の補完性は越境交流を増大させ境界地域の拡大に導き、国境地域の人々は友好かつ協力関係にある。そして統合された国境地域では、安定が強く永続されるため、2つの国の経済が合わさりバウンダリーを横切るヒトやモノの動きに対する制限がなく、国境地域の人々は彼ら自身が一つの社会システムのメンバーだと感じている⁽¹⁰⁾。その上で、米墨国境地域は1560年代から1880年までは「疎外」の段階にあったが、1880年から1920年には「共存」となり、1920年から現在までは「相互依存」の段階に進化したとしている⁽¹¹⁾。

このマルチネス・モデルを日本に適用しようとして問題となるのは、第一に周囲を海で囲まれているため、このモデルでは説明できない地域が存在することである。すなわち、周囲が海で隔てられているがゆえに、特に対岸国との距離が離れている場合は、国境の存在すら自覚しない地域も存在するということである。第二に、詳しくは後述するように、日本の場合は、その歴史において領土の拡張と縮小があるために、マルチネス・モデルのような方向性を辿っていない境界地域も存在することである。したがって、日本にマルチネス・モデルを適用する場合は、いくつかの修正が必要となる。

(10) Oscar J. Martínez, *Border People: Life and Society in the U.S.-Mexico Borderlands* (Tucson, AZ: University of Arizona Press, 1994), p.5.

(11) *Ibid.*, chapter 2.

(2) 日本の国境・境界地域研究理論の提起

(1) を踏まえて、日本の国境・地域理論を打ち立てる場合、まず先述したマルチネス・モデルの4つに加えて、周囲を海に囲まれている日本には、無自覚の国境地域 (Unaware Borderlands) というモデルを加えなければならないであろう。この無自覚の国境地域は、そもそも対岸国と緊張関係も交流関係もないため、住民が境界地域にいることすら自覚していない地域を指す。日本の海に接している地域 (瀬戸内海を除く) の場合は防衛施設のある地域や交流のための CIQ (税関・入管・検疫) 施設がないため、ほとんどの地域がこのモデルに当てはまると思われる。

また、日本の場合は先述した中間ラインのような日本政府が公式には国境と認めない境界も存在するため、厳密には「国境・境界」と表記する必要もある。

さらに、マルチネス・モデルと異なるのは、米墨国境を事例に指摘したように、疎外 共存 相互依存の方向に進んでいるとは限らないことである。⁽¹²⁾ 現在の日本地図をそれ以前と比べた場合、現在の日本の国境・境界地域においては、かつてマルチネス・モデルで言えば統合された国境地域も存在した。したがって、本論では以下、日本の政治的境界あるいは国境の変遷を概観することにより、その動きも考察したい。

2. 日本の国境 (政治的境界) の変遷

(1) 古代

古代日本においては、ローマ帝国の場合と同様に、明確に国境を想定した概念は生まれなかった。この理由は、日本の政治思想が中国の「華夷思想」、すなわち、中国を天下の中心や文明の源として捉えた民族中

(12) 少なくとも現時点 (2017年2月) では、米墨国境に壁を建設することを公約にしたドナルド・トランプ政権が2017年1月に発足したことにより、このモデルそれ自体の米墨国境に対する妥当性も問われることとなる。

心的な世界観を基礎としていたからである。⁽¹³⁾

律令制の確立により、境界の概念は明確さを増し、「化内」と「化外」の区分と「辺」という概念が出現した。ここでいう「化内」とは直接日本の支配下にある地域を指しているのに対して、「化外」とは大陸の諸国家や列島周辺の種族社会のように直接日本の支配下でない地域を指している。また、「辺」とは「化内」と「化外」との境界を指す概念であった。なお、ここでいう「辺」は境界線ではなく、境界地域であり、本州北東部にエミシとの境界、南九州・南西諸島にハヤト・南島人との境界、東シナ海・玄海灘などにアジア大陸との境界があったという(図2)⁽¹⁴⁾。これらのうち、海上国境である対馬海峡は、他の2つの境界と違って、固定化された国境であった。⁽¹⁵⁾

図2 古代日本の政治的境界(700年頃)



(出所) バートン, 前掲書, 33頁。

(13) ブルース・バートン『日本の境界』(青木書店, 2000年), 29頁。

(14) 同上, 31-32頁を参照。なお、バートンは概念としての「辺」は現代でいう「フロンティア」であったと指摘している。

なお、古代においては、「国境機能 (国境を媒介とする人・物・情報の移動の管理)」は通常国家によって行使された。例えば、朝鮮半島や中国との海上国境は中央政府の出先機関である大宰府により管理された。同様に、本州北東部においてエミシとの軍事的な境界管理をしていたのが鎮守府と言われる出先機関であった。⁽¹⁵⁾

(2) 中世

中世の日本は、支配階級の世界観が変容した。中世日本における国家領域は、境界地帯 西国以外 西国 洛中 内裏という順で、中心に近づくほど清浄の度合いが強まっていくと考えられ、その究極の中心は天皇の身体そのものであると考えられていた。すなわち、そこから遠ざかるほど相対的に穢れた空間となる同心円の構造を持っていた。⁽¹⁷⁾ もっとも穢れた地域は、日本国の境界を超えた「異域」であり、この「異域」には人間ではなく「鬼」が住み、あらゆる厄災を日本にもたらすと考えられていたのである。こうした境界概念も「浄 穢」を基準にした同心円的世界観が9世紀から10世紀にかけて成立したと言われる。つまり、律令期の「辺」概念に代わって、日本国の「四至 (しいし)」（境界）に関する具体的な記述が初めて史料に現れる。なお、頻繁に取り上げられる「四至」は東側では外ヶ浜 (津軽)、西側では鬼界が島 (薩南諸島) 及び壱岐と対馬などである (図3)⁽¹⁸⁾。

他方、中世になると、国境機能の行使における中央集権的な色彩は弱くなる一方であった。例えば、北方では平安時代の安部氏、清原氏、藤原氏、鎌倉時代の「蝦夷管領」津軽安藤氏、室町時代の「日ノ本將軍」安東氏といった「境界権力」が代々国境付近でその勢力をふるった。同様に西方の海上国境でも、国境地方に対する支配権は中央権力から対馬

(15) 同上, 34頁。

(16) 同上, 40頁を参照。

(17) 村井章介『増補 中世日本の内と外』(筑摩書房, 2013年), 29頁を参照。

(18) ブルース・パートン, 前掲書, 37頁。

(3) 近世

1590年代に短期間ながら秀吉の朝鮮侵略(文禄の役・慶長の役)の結果として、古代・中世の境界をはるかに超えて朝鮮半島の一部を含むことになった。しかしながら、秀吉の死去に際して、朝鮮を制圧しようという試みは完全に放棄され、日本の領土は、中世後期とほぼ同じ規模、すなわち本州、四国、九州の三島に加えて北海道の南端に引き戻され、19世紀の幕末期まで変わることがなかった。⁽²¹⁾

近世初期における幕藩体制の成立により、日本の政治思想や境界概念が書き換えられたが、近世の世界観は中世のそれに比べてかなり現実的であった。「異域の住民」を神仏のみが制し得る「鬼」とみなす傾向があった中世とは異なり、近世では「異域」の社会が内地のそれと同じ人間からなるものであり、現世的な政治支配や武力の大將として考えられていた。⁽²²⁾

近世の世界観は、一般的に「日本型華夷秩序」と呼ばれるものである。⁽²³⁾江戸時代の「日本型華夷秩序」は、朝鮮、琉球、中国、オランダ及びアイヌ民族の領域である蝦夷地からなっていた。これらの中で朝鮮と琉球は「通信の国」として日本と公式的な外交関係にあった。これに対して中国やオランダは「通商の国」として外交的なつながりはないものの貿易関係をもった。そしてアイヌ民族だけは独自の国家を形成せず上述のどちらの分類にも帰属しない存在であった。⁽²⁴⁾

江戸幕府は外部世界の接触を数少ない「点」に限定しようとした。い

社、2005年)所収)、6頁を参照。

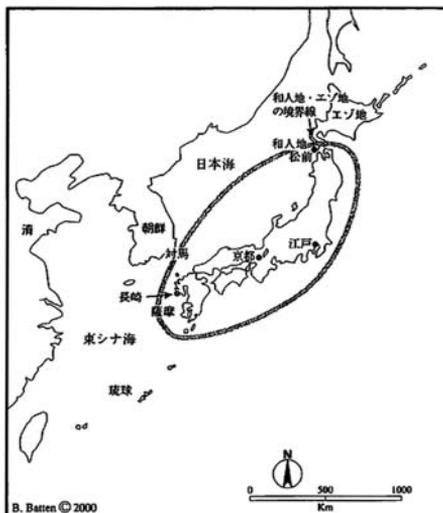
(21) ブルース・パートン、前掲書、43頁。

(22) 同上、43-44頁。

(23) 荒野泰典は、日本の幕藩制国家の場合は、「武蔵」と「万世一系」の天皇を自己の他国・多民族に対する優越の根拠としている点で、若干のためらいがあるとしつつも、「日本型華夷秩序」という表現を使っている(荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、1988年)4頁)。

(24) ブルース・パートン、前掲書、44頁。

図4 近世日本の政治的境界(1700年頃)



(出所) パートン, 前掲書, 38頁。

いわゆる「四つの口」である。つまり、オランダと中国の接触は「長崎口」、朝鮮との接触は「対馬口」、琉球との接触は「薩摩口」、そしてアイヌ民族との接触は「松前口」を通じてそれぞれ行われた(図4)。⁽²⁵⁾

また、1550(天文19)年に北海道南部を支配していた蠣崎(松前)氏とアイヌ民族の首長との間で通商協定が結ばれたことにより、和人とアイヌ民族の領土が確定されている。⁽²⁶⁾後に、蠣崎氏とアイヌ民族の領土を隔てる境界は少し北上しながら日本国の国境そのものへ転化した。⁽²⁷⁾ただ

(25) 同上。なお、中央集権が最も進んでいたのは「長崎口」で長崎奉行を通じて幕府に直接統治されていた。他の3つの「口」は当該地域の大名を介して間接的に統治されていた。

(26) 海保嶺夫は、取決めがなされたのは翌20年(1551)説もあるとした上で、これにより、渡党エゾの松前半島西半分の居住域が認められたことは幕藩体制期の和入地(松前地)の原型の成立として重要であるとしている(海保嶺夫『エゾの歴史』(講談社, 1996年), 147-148頁を参照)。

(27) ブルース・パートン, 前掲書, 46-47頁を参照。

し、国家の主権という概念そのものが存在しなかった以上、北海道その他の地域における国境が、日本国の支配力や権威の絶対的な限界として認識されては⁽²⁸⁾いなかった。

なお、江戸幕府が成立した時期は、島国である日本の国土は「海」が外敵からの侵入を防ぐという要塞の役割を果たしたが、黒船という蒸気船の出現によって、世界で航海技術や造船技術が飛躍的に発展した江戸末期では、海は最早天然の要塞としての機能を持ちえなかった。逆にどこからでも攻め込まれるということで非常に弱い国へと転落してしまっ⁽²⁹⁾た。

(4) 近代⁽³⁰⁾

近代に入り、西欧に端を発する主権概念がアジアにも流入する中での日本の国境画定は、江戸時代末期に端を発する。1855年2月の日露通好条約(下田条約)の締結により、択捉島以南を日本、ウルップ島以北をロシアと分界した。なお、本条約では樺太は日露両属で雑居とされたが、1875年5月に調印された千島樺太交換条約により、樺太を放棄する代わりに北千島⁽³¹⁾を得た。一方、小笠原群島(Bonin Islands: 髯島列島, 父島列島, 母島列島)は、1861年12月に江戸幕府が英米公使宛書簡でもともと日本の領土であったと述べ実効支配に着手する予定を示している。

(28) 同上, 48頁。

(29) 御厨, 前掲論文, 8頁。

(30) 本論では、日本の租界, 租借地, 行政権取得地, 軍事占領地, 軍政施行地域, 保護国, 勢力範囲を除いて論じることとする。

(31) 詳細は、伊藤隆 [監修]・百瀬孝『資料検証 日本の領土』(河出書房新社, 2010年), 31-32, 50-55頁を参照。この他、1858年7月の日米修好通商条約の締結により、開港場の箱(函)館, 新潟, 神奈川(横浜), 兵庫(神戸), 長崎のほか、江戸、大阪都計7カ所の居留地(外国の領事裁判権が認められ、いわば治外法権が成立している地域)が設定されることになったが、新潟、函館は需要が大きくないことから特に居留地をつくることはせず、市内に外国人が雑居する形とした。なお、1899年の条約改正により居留地制度はなくなった(同上, 34-36頁を参照)。

その後、1876年に小笠原群島（Bonin Islands：聳島列島，父島列島，母島列島）を内務省の主管とすることが決定され、1880年には東京府の管轄⁽³²⁾となった。

明治時代に入り、沖縄に関しては、1872年に琉球藩が設置され、1879年4月には沖縄県が設置された。その後、大東島（南大東島，北大東島）が1885年8月に沖縄県に編入され、1891年8月に硫黄島が東京府に、1895年1月に尖閣列島が沖縄県に編入⁽³³⁾することが閣議決定された。

1894～95年の日清戦争の勝利により、1895年4月に調印された日清講和条約（日清講和条約，下関条約）で日本は清国より奉天省南部の地（遼東半島），台湾全島，澎湖諸島の割譲を受けた。このうち、遼東半島は同年4月の露仏独による三国干渉によって返還したが、形の上では条約で日本が割譲を受け、同年11月の奉天半島還付条約によって返還するまで日本領土であったことになる。なお、その間日本は国土編入手続きを取らず、陸軍が講和以前からの占領・軍政を継続施行した。一方、台湾島と澎湖諸島はあわせて台湾として日本では扱われ1897年10月に台湾総督府が設置された。この他、1898年7月に南鳥島が東京府に編入され、1900年9月に沖大東島が沖縄県に編入⁽³⁴⁾された。

1904～05年の日露戦争の勝利により、1905年9月に調印された日露講和条約（ポーツマス条約）で樺太南部の割譲を受け、1907年4月に樺太庁が設置⁽³⁵⁾された。その後、1910年の韓国併合二関スル条約（韓国併合条約）により朝鮮総督府が設置⁽³⁶⁾された。大正時代に入り、1914年～19年の第1次世界大戦で日本がドイツに宣戦した結果、1919年のベルサイユ条約により日本は国際連盟より南洋群島（マリアナ諸島 [現アメリカ合衆

(32) 同上，36-40頁を参照。

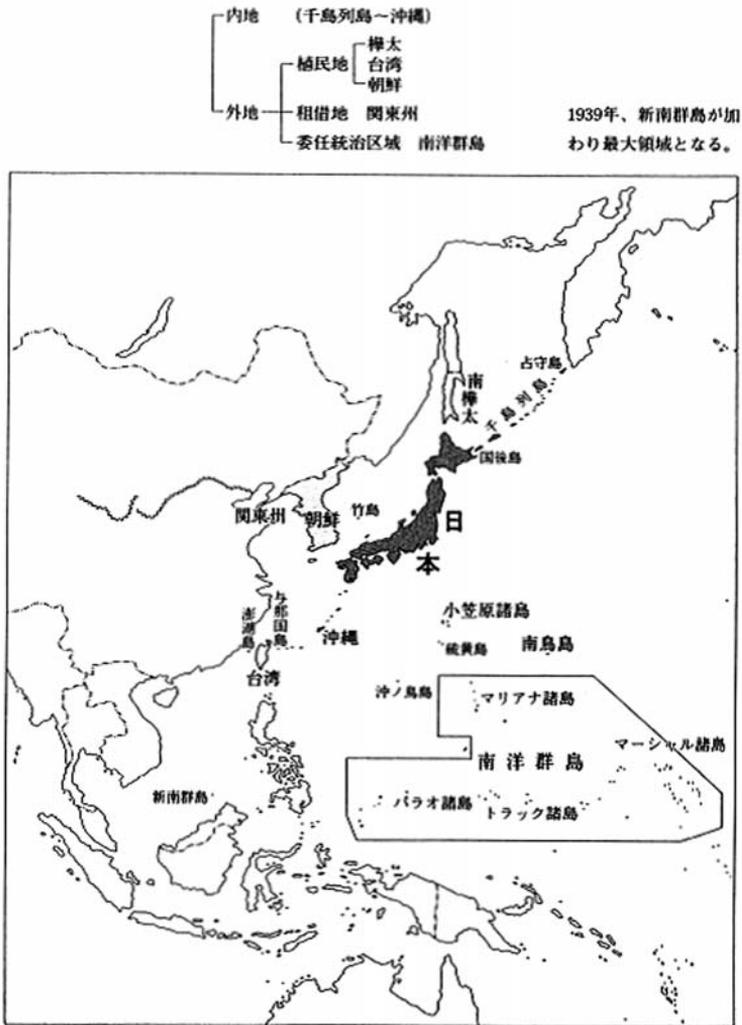
(33) 同上，42-69頁を参照。

(34) 同上，69-99頁を参照。

(35) 同上，102-106頁を参照。

(36) 同上，115-123頁を参照。

図5 1940年当時の日本



(出所) 伊藤 [監修]・百瀬, 前掲書, 136頁。

国自治領北マリアナ諸島, マーシャル諸島 [現マーシャル諸島共和国],
西カロリン諸島 [現パラオ共和国], 東カロリン諸島 [現ミクロネシア連

邦]の委任統治を受任することになり、1922年3月に南洋庁が設置された。その後、1931年6月に沖ノ鳥島が東京府に、1939年3月に新南群島(スプラトリー[南沙]諸島)が台湾(高雄州)に編入された(図5)⁽³⁷⁾。

なお、明治維新後の日本は、近代国家への脱皮を図るために、まず国土防衛強化が先決とされ、全国六管区(仙台・東京・名古屋・大阪・広島・熊本)に配置した鎮台を軸に軍備増強を図り、そこから各地域へのインフラ整備を進めていくこととなった。しかし、そうした国土防衛強化以外の地域整備や国土開発については戦略的に取り込まれることがなかった。また、明治から昭和初期までの国土整備は、四島(北海道、本州、四国、九州)と植民地との分業体制をベースに国の発展を促すことを基本としていたが、現実には植民地からの搾取による四島の発展ということにならざるを得なかった⁽³⁸⁾。

(5) 現代(第2次世界大戦後)

近代以降、日本の領土は基本的に拡大の一途を辿ってきたが、1945年8月の日本のポツダム宣言受諾以降、一変する。

1945年8月のソ連軍の侵攻により、南樺太、千島列島、歯舞群島、色丹島が軍事占領され、翌年2月にはロシア共和国ハバロフスク地方南サハリン州として編入された。また、1945年9月の沖縄降伏文書調印により、沖縄諸島(沖縄本島とその周辺諸島)は正式に米軍政下に置かれることになったが、1946年1月の連合軍最高司令部訓令(SCAPIN)第677号により、日本政府に対して北緯30度以南の切り離しが正式に通告された。その結果、沖縄県の領域のみならず鹿児島県の奄美群島、吐噶喇(とから)列島も分離されると同時に、連合国ではなく米軍単独の軍政下に置かれることとなった(表1)⁽³⁹⁾。

(37) 同上、130-150頁を参照。

(38) 御厨、前掲論文、8-9頁。

(39) 同上、13頁。

(40) 伊藤[監修]・百瀬、前掲書、169-196頁を参照。

表1 連合軍最高司令部訓令 (SCAPIN) 677号 (1946年1月29日) (抄)

3. この指令の目的で日本とは、四主要島嶼 (北海道, 本州, 四国, 九州) と、対馬諸島, 北緯30度以北の琉球 (南西) 諸島 (口之島を除く) を含む約1千の隣接小島嶼を含むものと定義され、(a) 鬱陵島, 竹島, 済州島, (b) 北緯30度以南の琉球 (南西) 列島 (口之島を含む), 伊豆, 南方, 小笠原, 硫黄島, 大東島, 沖ノ鳥島, 南鳥島, 中ノ鳥島を含むその他の遠距離太平洋全諸島, (c) 千島列島, 齒舞諸島 (水晶, 勇留, 秋勇留, 志発, 多楽島を含む), 色丹島は除かれる。
4. さらに、日本帝国政府の政治上行政上の管轄権から特に除外せられる地域は次のとおりである。(a) 1914年の世界大戦勃発以来、日本が委任統治およびその他の方法で、奪取又は占領した全太平洋諸島, (b) 満洲, 台湾, 澎湖列島, (c) 朝鮮及び, (d) 樺太。
5. この指令に含まれる日本の定義は、特に指定する場合以外、今後司令部から発するすべての指令、覚書又は命令に適用される。
6. この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第8項で連合国の決定するいくつかの小さな島とあるものの最終的指示と解釈してはならない。

[注] 伊豆諸島は、SCAPIN 第841号 (1946年3月22日) により日本に返還された。また、中ノ鳥島は存在しない島である。
(出所) 伊藤 [監修]・百瀬, 前掲書, 191-192頁。

その後、1951年9月に調印された日本国との平和条約 (対日平和条約, サンフランシスコ条約) により、日本の領土圧縮がほぼ確定した⁽⁴¹⁾ (表2)。また、対日平和条約と同時に、「日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約 (旧安保条約)」も調印され、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定 (日米行政協定)」とともに翌年4月28日に発効した⁽⁴²⁾。その結果、1952年12月に吐噶喇列島の返還が実現し

(41) なお、本条約発効の日 (1952年4月28日) に、これに調印しなかった中華民国とは日華平和条約を締結し、台湾、澎湖諸島、新南諸島、西沙諸島に対するすべての権利、権限および請求権を放棄することを定めた。その他詳細は、同上、229-235頁を参照されたい。

(42) 孫崎享『戦後史の正体 1945-2012』(創元社, 2012年), 116-120頁を参照。なお、旧安保条約第3条では「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」

た。一方、1952年1月の韓国の李承晩大統領による隣接海洋に対する主権宣言により、1953年には民間の独立守備隊が占拠、そして1956年に警察が交代し、現在に至っている。⁽⁴³⁾

表2 サンフランシスコ平和条約(日本国との平和条約、1951年9月8日署名、1952年4月28日発効)(抄)

第2章 領域

第2条(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。(以下略)

第3条 日本国は、北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領土を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。(以下略)

サンフランシスコ条約締結後、1953年12月に奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定が締結されたことにより、奄美群島が鹿児島県に復帰した。⁽⁴⁴⁾ 一方、1960年1月には新たに「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(日米安保条約)」が調印され、同年6月に同条約が発効(旧安保条約は失効)したことにより、日米行政協定に代わり、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

と規定されている。

(43) 伊藤 [監修]・百瀬, 前掲書, 209-217頁を参照。

(44) ロバート・D・エルドリッジ『奄美返還と日米関係』(南方新社, 2003年)を参照。

保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(日米地位協定)⁽⁴⁵⁾」が発効した。その後、1968年4月に南方諸島およびその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との協定(小笠原返還協定)が調印されたことにより、同年6月に小笠原諸島が東京都に返還された⁽⁴⁶⁾。そして1971年6月に琉球諸島および大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との協定(沖縄返還協定)⁽⁴⁷⁾の締結により、1972年5月に沖縄県が復活した。

なお、終戦直後の国づくりでは、地方が主体的に取り組める環境があった。中央には地方の情報が集積されておらず、満州をはじめ四島の外に出ていた優秀な土木官僚は地方に戻り積極的に関与するという地域主体の地域整備が行える土壌が整っていた。しかし、1962(昭和37)年に全国総合開発計画(全総)が策定されて以降は戦後の官僚が国土計画を担い、中央集権化が進むと同時に、地方からモノを申す人材もいなくなった。また、この時期に所得倍増経済計画の一環として「太平洋ベルト地帯構想」が表舞台に登場したため、残された地域を整備するツールとして国土計画が位置付けられてしまった⁽⁴⁸⁾。その後の新全国総合開発計画(新全総：1969年策定)、第三次全国総合計画(三全総：1977年策定)、

(45) 前泊博盛 [編著] 『日米地位協定入門』(創元社、2013年)、166-187頁を参照。なお、日米安保条約第6条では「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定(改正を含む)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。」と規定されている。

(46) 対日平和条約締結後から小笠原返還に至るまでの経緯は、ロバート・D・エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』(南方新社、2008年)、第4章以降を参照。

(47) 伊藤 [監修]・百瀬、前掲書、255-265頁を参照。

(48) 御厨、前掲論文、14-15頁を参照。

第四次全国総合計画（四全総：1987年策定）に至るまで国土計画も集中投資よりも分散投資，地方分権よりも中央集権の形で一貫していた。⁽⁴⁹⁾

3. 考察

日本の国境の変遷を，先述した日本の国境・境界地域研究理論に当てはめた場合，以下のことが言える。

まず古代においては「国境機能」が国家により管理されていたために，境界地域において国境が意識されることはなかったと思われる。次に，中世においても，境界権力や海賊集団が勢力をふるったために，そもそも国境の前提となる国家（中央）権力が前提とされなくなっていたがゆえに，境界地域において国境を意識することがなかったと考えられる。なお，弘安の役の際に九州に防塁が築かれたが，同じく戦場となった境界地域である対馬・壱岐まで警固された形跡はなく放置されたままであった。⁽⁵⁰⁾そして近世になると，対馬では国境の機能が求められるが，江戸幕府は外部世界の接触を数少ない「点」に限定しようとしていたため，かなり限定されたものと位置付けられていたと考えられる。以上の点から，古代から近世に至るまでの日本の国境・境界地域は「無自覚の国境・境界地域」であったということが出来る。

近代に入ると，国土防衛強化のために国境・境界地域でも軍事施設が建てられた。⁽⁵¹⁾しかしながら，先述したように，これらの地域は，国土防

(49) 同上，16頁。なお，全国総合開発計画の概要に関しては，国土交通省国土計画局【監修】『国土形成計画（全国計画）の解説』（時事通信社，2009年），35-37頁を参照されたい。また，厳密に言えば，北海道及び沖縄県に関しては，上記とは別に，北海道総合開発計画（1951年度より）及び沖縄振興計画（1972年度より）が策定されてきているが，いずれの境界地域もほぼ衰退している状況を踏まえると，中央集権型という基本構造は同じであると考えられる。

(50) 永留久恵『対馬国志 第二巻 中世・近世編 部門の興亡と対馬の交隣』（『対馬国志』刊行委員会，2009年），25頁。

衛強化以外の地域整備や国土開発については戦略的に取り込まれることがなかった。さらに、その後の大日本帝国の拡大により国境線が移動したことにより、「疎外し合う国境・境界地域」から「(対岸地域と)統合された国境・境界地域」となった国境・境界地域もある。その具体例としては、1875年の樺太千島交換条約締結後の根室、1895年の下関条約締結後の沖縄県八重山地域、1905年のポーツマス条約締結後の稚内地域、1910年の韓国併合条約締結後の対馬地域、1919年のベルサイユ条約締結後の小笠原地域などが挙げられる。

しかしながら現代(第2次世界大戦後)になると、日本の領土が縮小したことにより、統合された国境・境界地域が新たな国境国家により分断されることになった。その後、奄美、小笠原、沖縄が日本に返還されるが、かつての「統合された国境・境界地域」との交流は実施されなかった。そのことは日本の第2次世界大戦後の中央集権的な国土政策から見出すことができる。すなわち、第2次世界大戦後の日本の国土計画を振り返ると、国際関係を視野に入れて日本の国土の発展を考える発想がほとんどなかったといえる。⁽⁵²⁾すなわち、第2次世界大戦を経て、日本の境

(51) 例えば、対馬には1885年に陸軍警備隊と海軍防備隊(竹藪)が配備され、浅海湾を衛る要所に(大平、芋崎、大石、温江)に砲台が築かれた(永留久恵『対馬国志 第三巻 近代・現代編 戦争と平和と国際交流』(『対馬国志』刊行委員会、2009年)、24頁)が、国境線の変更に伴い、1912年に竹藪海軍要港部が撤収され、浅海湾内の諸砲台も撤去された(同上、44頁)。また1899年に隠岐の西郷岬に海軍望楼、1902年に稚内の宗谷岬に海軍望楼、1923年に父島に陸軍父島要塞司令部が設置された。さらに第2次世界大戦中には、1941年に西表島(竹富町)に陸軍船浮臨時要塞、終戦直前に根室半島にトーチカが設置された。この他、福江島の航空基地として整備された富江水上飛行場(1943年建設)や富江陸上飛行場(1944年建設)などのように記録が残されていない場所もあるという(「戦中の五島の空襲写真入手」『長崎新聞』2017年1月14日：<http://www.nagasaki-np.co.jp/news/kennaitopix/2017/01/14090154050116.shtml>)

(52) 御厨、前掲論文、17頁。なお、この象徴として、佐藤栄作元首相の「日本は大陸を向いているときには不幸なことしかなかった。だから今までの大

界地域のほとんどは近年に至るまで「無自覚の国境・境界地域」になってしまったといえることができる。

おわりに

本論では、既存の陸上国境を前提とする欧米の国境地域研究理論の検討し、日本の国境・境界地域理論を提起した上で、古代から現代までの日本の国境の変遷をもとに、上記の理論に基づく考察を行った。その結果、古代から現代に至るまで日本の国境・境界地域のほとんどは「無自覚の国境・境界地域」であると結論付けた。既存の欧米の国境・地域研究理論と異なり、日本の場合は周囲を海に囲まれているがゆえに、上記の結論となった。なお、パートンも指摘するように前近代において事実上の国境線があっても、想像上の国境線、つまり概念としての国境はなかった。⁽⁵³⁾しかしながら、前近代と近代との違いは絶対的なものではなく、古代においても近代と同じように、比較的な強力な国家が辺境へ向かって拡張していったこともあったし、古代における対馬海峡や近世における「対馬口」・「長崎口」・「薩摩口」のように「内向き」の性格を有していた。⁽⁵⁴⁾このうち、後者に関しては現代の日本の国境・境界地域にも当てはまることである。

以上の結果が日本（中央政府）の国境・境界地域に対する政策、いわゆる国境・境界政策にも反映されていることであるとも考えられる。例えば、四全総の後の国土計画として、1998年に「21世紀の国土のグランドデザイン」、2009年に国土形成計画、2015年に新たな国土形成計画が策定されているが、特に2009年の国土形成計画並びに同時期の北海道総合開発計画や沖縄振興計画においては「東アジアとの円滑な交流・連携」

陸に向かない。よって中国との国交回復は、今は考えない。」という言葉をあげている（同上、18頁）。

(53) パートン、前掲書、54頁。

(54) 同上、52-53頁を参照。

が一つの戦略的目標になっていたにもかかわらず、国境・境界地域は大都市である福岡市、北九州市、那覇市を除けば、必ずしもその特性を活かし切れていなかったからである。⁽⁵⁵⁾

ただし、2015年に新たな国土形成計画が策定されており、本論で考察した状況に変化があるのか否かに関する考察が必要となる。しかしながら上記計画はまだ策定され間がないことから今後の検討課題としたい。また、近年の国土計画以外の日本の中央政府（国）による国境・境界地域に関する施策や境界地域の自治体が主導する政策の先述した日本の国境・境界地域理論からの検討に関しては別稿で改めて論じたい。

(追記)

本論は科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究 [15K12998]）に基づく研究成果の一部である。

(付記)

この度、ご退職を迎えられた小林秀文教授、加藤佐千夫教授ならびに長尾英彦准教授に対し、これまでのご指導に心から感謝申し上げます。

(55) 詳細な考察は、拙稿「日本の国境隣接地域ブロック（北海道・九州北部・沖縄県）における東アジアとの交流・連携に関する研究」（平成21年度国土政策関係研究支援事業研究成果報告書：<http://www.mlit.go.jp/common/000999544.pdf>）を参照されたい。